

新潟県条例第30号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第8条 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成31年9月30日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2第2項第3号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年9月30日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の2第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p>（自動車税の課税免除等）</p> <p>第9条 電気自動車ですべて<u>平成26年4月1日から平成31年9月30日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第8条 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成31年3月31日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2第2項第3号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の2第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p>（自動車税の課税免除等）</p> <p>第9条 電気自動車ですべて<u>平成26年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

第2条 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第149条第1項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。<u>以下「法」という。</u>）<u>附則第12条の2第2項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。<u>以下「県税条例」という。</u>）<u>附則第20条第2項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>（自動車取得税の課税免除等）</u></p> <p>第8条 <u>電気自動車</u>で初めて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が平成31年9月30日までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、<u>自動車取得税を課さない。</u></p> <p>2 <u>充電機能付電力併用自動車</u>（法附則第12条の2第2項第3号に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、<u>法第119条及び附則第12条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の2第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</u></p> <p><u>（自動車税の課税免除等）</u></p> <p>第9条 <u>電気自動車</u>で平成26年4月1日から平成31年9月30日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、<u>当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</u></p> <p>2 <u>充電機能付電力併用自動車</u>（<u>県税条例附則第20条第2項第3号</u>に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。）が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあつては<u>当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条か</u></p>

ら第61条までの規定にかかわらず、1台につき、
県税条例附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げ
る自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課
税率の欄に掲げる額とする。

3 充電機能付電力併用自動車であって県税条例附
則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中ト
ラックに類するもので最大積載量の定めのあるも
ののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが
対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあって
は当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動
車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県
税条例第59条から第61条まで及び前項の規定にか
かわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄
に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の中間
軽課税率の欄に掲げる額に、県税条例附則別表第
2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応
じそれぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額を
加算した額とする。

4 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エン
ジンを原動機とする自動車について前2項を適用
する場合には、1つの作動室の容積にローター数
を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気
量とみなす。

5 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて
新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を
受けた日の属する年度分の自動車税(法第147条第
3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定す
る自動車税に限る。)に限り、当該自動車の自動車
税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並び
に第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該自
動車についてこの項の規定の適用がないものとし
た場合に適用されるべき第2項又は第3項に定め
る税率に、10分の10から県税条例第60条第1項各
号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
る月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を
乗じたものとする。

6 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて
新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を
受けた日の属する年度分の自動車税(県税条例第
61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知
事の承認を受けたものに対して課する自動車税に
限る。)に限り、当該自動車の自動車税の税率は、
県税条例第59条から第61条まで並びに第2項、第
3項及び第5項の規定にかかわらず、当該自動車
についてこの項の規定の適用がないものとした場
合に適用されるべき第2項、第3項又は第5項に
定める税率に2分の1を乗じたものとする。

7 前項の規定による知事の承認を受けようとする
者は、別に知事が定める期日までに、別に知事が
定める申請書を知事に提出しなければならない。

第8条 (略)

第10条 (略)

第9条 (略)

第11条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。